

別表第5（第5条関係）

補助対象経費

補助対象設備の種類	補助対象経費
住宅用太陽光発電設備	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー（インバータ・保護装置）、その他付属機器（計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等）の各購入費、工事費（据付・配線工事等）
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）
窓の断熱改修	設備本体（ガラス、窓）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等）
電気自動車	電気自動車本体の購入費
プラグインハイブリッド自動車	プラグインハイブリッド自動車本体の購入費
V2H充放電設備	V2H充放電設備本体の購入費
集合住宅用充電設備	急速充電設備、普通充電設備、蓄電池付急速充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド本体の購入費
住民の合意形成のための資料	充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図及び住民の費用負担のシミュレーション等の作成費（事業者への外注費に限る。）

注1 窓の断熱改修にあつては、網戸、雨戸等の窓付属部材費は対象経費に含まない。

2 ガラスが付随するドアそのものの本体及びその交換に要する工事費は対象経費に含まない。

別表第6（第5条関係）

補助金の額

設備の種類	補助金の額
住宅用太陽光発電設備	1kW当たり2万円（上限9万円）
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	上限10万円
定置用リチウムイオン蓄電システム	上限7万円
窓の断熱改修	（1）補助対象設備を導入する住宅が、別表第2窓の断熱改修の項（2）ア又はイに該当する場合 補助対象経費×1/4（上限8万円）
	（2）補助対象設備を導入する住宅が、別表第2窓の断熱改修の項（2）ウに該当する場合 補助対象経費×1/4（上限8万円×改修を行う戸数）
電気自動車等	（1）住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合 上限15万円
	（2）住宅用太陽光発電設備を併設する場合 上限10万円
V2H充放電設備	補助対象経費×1/10 上限25万円
集合住宅用充電設備（急速充電設備・普通充電設備・蓄電池付急速充電設備・充電用コンセント・充電用コンセントスタンド）	（1）住民のみ充電設備を利用可能な場合 設備本体の購入費に係る国が実施する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の補助金額×1/3 （50万円×設置する充電設備の基数（複数口の充電設備設置する場合にあっては、その口数）を限度とする。）
	（2）住民以外も充電設備を利用可能な場合 設備本体の購入費に係る国が実施する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の補助金額×2/3 （100万円×設置する充電設備の基数（複数口の充電設備設置する場合にあっては、その口数）を限度とする。）
住民の合意形成のための資料	上限15万円

注1 補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨て

た額とする。

- 2 住宅用太陽光発電設備にあつては、太陽電池の公称最大出力（小数点以下第3位を四捨五入）に1キロワット当たりの単価を乗じて得た額とする。